

総合教育会議について

1. 地教行法の改正

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行、以下「法」）
○新「教育長」の設置、総合教育会議の設置、大綱の策定 等

2. 総合教育会議の概要

- 地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、全ての地方公共団体に設置することとされた。
- 本会議は、地方公共団体の長と教育委員会が、以下の事項等について、協議・調整を行う場。（決定機関や諮問機関ではない）

（1）協議・調整事項（法第 1 条の 4 第 1 項）

- ・ 教育に関する大綱の策定
- ・ 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ・ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策

（2）構成員（法第 1 条の 4 第 2 項及び第 5 項）

地方公共団体の長及び教育委員会とする。必要に応じて、関係者又は学識経験者から意見を聴くことができる。

（3）招集（法第 1 条の 4 第 3 項及び第 4 項）

地方公共団体の長が招集する。必要があるときは、教育委員会から地方公共団体の長に会議の招集を求めることができる。

（4）公開、議事録（法第 1 条の 4 第 6 項及び第 7 項）

会議は原則公開とし、議事録を作成・公表するよう努めなければならない。

（5）その他（法第 1 条の 4 第 8 項及び第 9 項）

会議において調整された事項について、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議において定める。